

令和6年度 長南町地域防災計画修正概要

令和7年3月

現行の長南町地域防災計画は、令和元年の房総半島台風や東日本台風等を踏まえて令和4年3月に大幅修正を行ったものです。その後、町の新庁舎の竣工、町組織の変更があったこと、また、災害災害対策関係法令の改正等があったことから、一部修正を今回実施しました。

一部修正の主な内容は、次のとおりです。

1. 町の取組等の反映

1) 新庁舎の竣工、町の組織変更

- ▶ 新庁舎への移行、令和5年度の町組織の変更を踏まえ、災害時の記者発表場所の変更、町災害対策本部組織の修正等を行いました。【震災・3章・1節・第1及び第3節・第2】

2) 災害協定の拡充

- ▶ 県石油業組合茂原支部など、複数の団体、企業との災害協定を新たに追加したことから、これらの団体の応援協力を活用した災害応急対策を行うことを明記しました。【震災・3章・6節・第4】

2. 法改正等の反映

1) 災害対策関係基本法令の改正

- ▶ 災害対策基本法施行令の改正により、緊急通行車両の事前届出制度が事前申出制度に変更となり、標章及び緊急通行車両確認証明書が事前交付されることとなったことから、制度の変更に応じた修正を行いました。【震災・3章・6節・第3】
- ▶ 災害救助法による被災住宅の応急修理が“住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理”と“日常生活に必要な最小限度の部分の修理”に区分されたことから、これらの対応を明記しました。【震災・3章・11節・第6】

2) 防災基本計画、千葉県地域防災計画の修正

- ▶ 生き埋め等の現場において要救助者を迅速に把握するため、安否不明者の氏名等を公表して安否情報を収集する必要がある場合は、県と連携して、氏名等の公表、情報の収集・精査をし、安否不明者の絞り込みを行うことを明記しました。【震災・3章・2節・第4】
- ▶ 避難所において要配慮者の福祉的支援ニーズの把握、各種相談対応等を行う千葉県災害福祉支援チーム(DWAT)が創設されたことから、災害時には必要に応じてDWATの派遣要請を行うことを明記しました。【震災・3章17節・第2】
- ▶ 違法盛土の総点検結果等を踏まえ、危険な盛土については関係法令に基づいて県と連携して撤去命令等行うほか、対策が完了するまでの間に避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合は、県に助言や支援を求めることを追加しました。【震災・2章・2節・第1】